

○総務省令第九十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十九日

総務大臣 村上 誠一郎

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(法第三十三條第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)

第八条 「略」

2 第三十三條提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 第三十三條提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第三十三條提供申出書等」という。)に記載されている第三十三條提供申出者(第三十三條提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 略〕

〔3 略〕

(法第三十三條の二第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)

第十七条 「略」

2 第三十三條の二提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 第三十三條の二提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第三十三條の二提供申出書等」という。)に記載されている第三十三條の二提供申出者(第三十三條の二提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 略〕

〔3 略〕

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第二十五條 「略」

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている

(法第三十三條第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)

第八条 「同上」

2 「同上」

一 第三十三條提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第三十三條提供申出書等」という。)に記載されている第三十三條提供申出者(第三十三條提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 同上〕

〔3 同上〕

(法第三十三條の二第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等)

第十七条 「同上」

2 「同上」

一 第三十三條の二提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下「第三十三條の二提供申出書等」という。)に記載されている第三十三條の二提供申出者(第三十三條の二提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 同上〕

〔3 同上〕

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第二十五條 「同上」

2 「同上」

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている

る委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 略〕

〔3 略〕

〔調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等〕
第二十七条 法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〜ハ 略〕

〔2 略〕

〔匿名データの提供に係る手続等〕

第三十三条 〔略〕

2 第三十六条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 第三十六条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十六条提供申出書等」という。）に記載されている第三十六条提供申出者（第三十六条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 略〕

〔3 略〕

〔匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等〕
第三十五条 法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〜三 略〕

四 デジタル社会形成基本法第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

る委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 同上〕

〔3 同上〕

〔調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等〕
第二十七条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第三十八条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〜ハ 同上〕

〔2 同上〕

〔匿名データの提供に係る手続等〕

第三十三条 〔同上〕

2 〔同上〕
一 第三十六条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十六条提供申出書等」という。）に記載されている第三十六条提供申出者（第三十六条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

〔一・三 同上〕

〔3 同上〕

〔匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等〕
第三十五条 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 デジタル社会形成基本法第三十八条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

| | |
|--------------------|---|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | <p data-bbox="1332 197 1390 369">「2 略」 「イ ハ 略」</p> <p data-bbox="1332 1137 1390 1332">「2 同上」 「イ ハ 同上」</p> |
|--------------------|---|

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。ただし、第二十七条第一項第三号及び第三十五条第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。